## 保育の必要性の認定に係る「事由」について(全体像) (これまでの御議論を踏まえた整理案)

## 現行の「保育に欠ける」事由 (児童福祉法施行令27条 再掲)

- 〇以下の<u>いずれかの事由に該当</u>し、<u>かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認めら</u>れること
- ①昼間労働することを常態としていること(就労)
- ②妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)
- ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体 に障害を有していること(保護者の疾病、障害)
- ④同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たつていること(災害復旧)
- ⑥前各号に類する状態にあること。(その他)

#### 新制度における「保育の必要性」の事由(案)

- 〇以下のいずれかの事由に該当すること
  - ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能
- ①就労
- ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な極めて短時間の就労は除く)
- •居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む。
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障害
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
  - ・起業準備を含む
- ⑦就学
- 職業訓練校等における職業訓練を含む
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて 継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

## 芦屋市保育の実施に関する要綱

## 別表第1(第2条関係)

(平17.3.1・平23.1.1・一部改正)

### 保育所入所基準表

保育の実施基準		母親の状況(同居の親族 ,その他の者が児童の保育に当たれない場合 )				
番	類型	細目			適用	
号						
1	家庭外労働	外	常勤		事業所に常時使用されているもの	
		勤	パー	8 時間以上	時給 ,日雇等の雇用型態で常勤と比較して労働	
			ト等	6 時間以上	時間が短いもの及びその他の不安定就労者で	
				4 時間以上	あって,その従事時間の実態による。	
		自	本人		居宅外の自営業で,主たる従事者であるもの	
		営	家族		居宅外の自営業で ,父等主たる従事者に協力し	
			(協力	]者)	て従事しているもの	
		就労先確定			すでに外勤等勤務が内定しているもの	
		就	就労先未定		入所後就職先を探すもの	
2	家庭内労働	自	営本	人	主たる従事者であるもの	
			家	族	父等主たる従事者に協力して従事しているも	
			(	協力者)	ග	
		農業			日々農作業等に従事しているもの	
		内	職 1	日8時間以上		
			1	日4時間以上	居宅内の労働で,その従事時間の実態による。	
3	母の出産等				出産前2か月,後3か月の内,必要な期間	
					おおむね 1 か月以上の入院	
		居宅療養常時臥床		常時臥床	疾病のためおおむね1か月以上常時臥床	
				長期療養	医師が長期加療(安静)を要すると診断したもの	
				一般療養	医師がおおむね1か月以上加療(安静)を要す	
					ると診断したもの	

			その他	疾病は比較的軽症であるが ,定期的通院等を要
				するもの
		身体障害	1,2級	身体障害者手帳を所持するもの及び同程度と
			3級	
			4級以下	診断できるもの
4	病人の看護	入院付添		おおむね 1 か月以上親族の入院付添に当たっ
	等			ているもの
		居宅内看	護	同居の家族の長期居宅療養等介護に当たって
		心身障害児者介護		いるもの
				心身障害児者の介護 , 通園 , 通院 , 通学等に当
				たっているもの
				同居の祖父母等 ,寝たきり老人の介護に常時当
				たっているもの
5	家庭の災害	家庭の災	害	火災 ,風水害等で家屋が失われ復旧に当たる場
				合

備考 指数はこの表による他,別表第2の調整基準に該当する世帯であるときは, その該当事項に対応する指数を合算する。

### <現行制度と新制度における「保育標準時間」及び「保育短時間」の比較イメージ>

	現行制度	新制度
対象児童	保育に欠ける児童	保育の必要性の認定を受けた児童
認定区分	1区分 ※A時間以上	2区分 ※保育標準時間 B時間/月 保育短時間 A時間以上B時間未満/月
保育料	応能負担 <mark>※</mark> C円/月	応能負担 ※保育標準時間 C円/月 保育短時間 C円×一定割合/月
利用定員	一律 例)90名	保育標準時間と保育短時間に分けた定員設定も可能 例)保育標準時間:60名 保育短時間:30名

#### <「保育標準時間」及び「保育短時間」の区分を設けることによるメリットについて>

- ①保育の利用者負担
  - ▶保護者がパートタイム就労による保育短時間認定を受ける場合、現行制度よりも低額の保育料で保育を受けることが可能
- ②保育の受けやすさ
  - →保育所等が認定区分に応じた利用定員を設けた場合、「保育短時間」認定の子どももその利用定員の範囲内において、 保育を受けやすくなることが可能

## 保育の必要性の認定について(これまでの議論を踏まえたイメージ)

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

#### ①事由

- 1 就労
- 2 妊娠・出産
- 3 保護者の疾病・障害
- 4 同居親族等の介護・看護
- 5 災害復旧
- 6 求職活動
- 7 就学
- 8 虐待やDVのおそれがあること
- 9 育児休業取得時に、既に保育を利用していること
- 10 その他市町村が定める事由

### ②区分(保育必要量)



- 1 保育標準時間
- 2 保育短時間

#### ③優先利用

- 1 ひとり親家庭
- 2 生活保護世帯
- 3 生計中心者の失業により、就労の必要性 が高い場合
- 4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- 5 子どもが障害を有する場合
- 6 育児休業明け
- 7 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育 所等の利用を希望する場合
- 8 小規模保育事業などの卒園児童
- 9 その他市町村が定める事由

#### 



# 新制度における1号認定子どもの簡素な利用手続(イメージ)

